

# 最賃上昇にあわせ契約金額の変更を！！

## 知事・市長に要望活動を展開

今年10月に神奈川県 lowest賃金は、50円アップの1,162円になりました。人件費が70%以上を占め、最も労務費への価格転嫁が進んでいないビルメンテナンス業界にとっては極めて憂慮すべき事態です。

現場で汗を流している従業員に安心して働ける労働環境および適正な賃金の確保と経営継続のためにも、契約相手先には私たちの実態を直視していただき、受注者から契約金額変更の申し出があった際には実態を踏まえた誠実な対応が求められます。

とりわけ官公庁については、率先して対応することが求められるところで、国は、全国ビルメンテナンス協会の要請を受け、令和4年度から自治体に対して「最低賃金の改定に伴うビルメンテナンス業務に関する計画金額の変更について」通知しています。

全国協会が行った昨年度の会員アンケートでは、年度途中で価格交渉を行った会員518社のうち受託金額の変更等の成果があった会員が332社64.1%になるなど、発注者の官公庁も相応の対応をとっていますが、予算がないと断られる会員もあるのが実態です。

そこで、当協会では全国協会の助言を受けながら、神奈川県知事、横浜市長、相模原市長あてに「令和6年度最低賃金上昇に伴う契約金額変更等のお願い」と題した要望を展開しました。

それぞれの担当部署では庁内に周知し、認識を深め、誠実に対応していきたいとの回答をいただきました。今後も、会員企業の皆さんが官公庁と価格交渉を進める際の支援を強化してまいります。



横浜市の松井財政局長（左）に要望を手渡す杉村会長  
（令和6年12月12日横浜市役所）



本村賢太郎相模原市長(右)に要望を手渡す倉田副会長  
(令和6年12月3日相模原市役所)

なお、川崎市は公契約条例により、最低賃金より高い金額が設定されているため要望活動は行いませんでした。

<関係文書>

- 要望した「令和6年度最低賃金上昇に伴う契約金額変更等のお願い」はこちらから
- 添付した資料
  - ・ 別紙1「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」はこちらから
  - ・ 別紙2「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」はこちらから
  - ・ 別紙3「経済財政運営と改革の基本方針 2024 について」はこちらから
  - ・ 別紙4「最低賃金額の改定に伴うビルメンテナンス業務に関する契約金額の変更について」はこちらから